

令和8年度高知県社会福祉施設省エネルギー設備等導入推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県社会福祉施設省エネルギー設備等導入推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助の目的及び補助事業)

第2条 県は、県内の社会福祉施設における省エネルギーの推進を目的とした設備・機器の更新等を支援するため、別表第1に掲げる補助対象者が行う事業（以下「補助事業」という。）に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象経費、補助率及び補助額の範囲)

第3条 補助事業に関する事業区分、補助対象経費、補助基準額、補助率等は、別表第2に定めるとおりとし、同表の補助対象経費の合計額から寄附金その他収入額を控除した額に同表の補助率を乗じて得た額と補助基準額を比較して少ない方の額を補助額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の補助金交付申請書の提出に当たっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条の規定による補助金の交付の申請が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をした者が別表第3に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助の条件)

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金を交付の目的に反して使用してはならないこと。
- (2) 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に別記第2号様式による補助事業変更承認申請書を1通提出して、知事の承認を受けなければならないこと。
 - ア 交付決定額の増額又は20パーセントを超える減額をしようとするとき。
 - イ 事業区分ごとに配分された額の20パーセントを超える変更をしようとするとき。
 - ウ 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助目的の遂行に変更をもたらすものでなく、かつ、軽微な変更である場合は、この限りでない。
- (3) 補助事業者は、補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするときは、事前に別記第3号様式による補助事業中止（廃止）承認申請書を1通提出して、知事の承認を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (5) 補助事業の遂行上、必要があると認めて知事が指示した事項については、これを遵守しなければならないこと。
- (6) 補助事業者は、補助事業の収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整理し、補助事業の完了後の翌年度から5年間保管しなければならないこと。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に沿って、効率的な運用を図らなければならないこと。
- (8) 補助事業の実施に当たっては、別表第3に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等暴力団の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (9) 補助事業執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (10) 県税の滞納がないこと。

(実績報告等)

第7条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第4号様式によるものとし、補助事業者は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業の完了の日が属する年度の1月31日のいずれか早い日まで知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合であって、前項の補助事業実績報告書の提出に当たって当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合であって、第1項の補助事業実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額（前項の規定により減額した補助事業者にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第5号様式による消費税仕入控除税額等報告書により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

（補助金の額の確定通知）

- 第8条 知事は、前条第1項の規定による報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを検査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定しなければならない。
- 2 前項の規定により確定した額が交付決定額と相違する場合には、当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

- 第9条 補助金は、前条第1項の規定により交付すべき額を確定した後に交付するものとする。

（財産の処分の制限）

- 第10条 補助事業者は、補助事業により取得した財産のうち、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の施設財産、機械及び器具等（以下この条において「取得財産等」という。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。ただし、知事が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。
- 2 知事は、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄することを承認しようとするときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべきことを命ずることができる。
 - 3 補助事業者は、取得財産等があるときは、別記第6号様式による取得財産等管理台帳を備え、管理するとともに第7条の実績報告書に添えて提出しなければならない。

（補助金の交付の決定の取消し等）

第11条 知事は、第6条第3号の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合若しくは次の各号のいずれかに該当する場合は、第5条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、この要綱に基づく知事の処分又は指示に違反した場合
- (2) 補助事業により取得した財産を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (5) 補助事業者が、別表第3に該当した場合

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した遅延損害金を徴するものとする。

(債権譲渡の禁止)

第12条 補助事業者は、第5条の規定による交付の決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承認を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(報告等)

第13条 知事は、必要があると認めるときは補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(グリーン購入)

第14条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を購入する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第15条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(県内発注)

第16条 補助事業者は、補助事業の実施において県が定める「公共調達による地消地産推進戦略」に沿った県内発注に努めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(失効期限等)

- 2 この要綱は、令和9年5月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金について第6条第6号及び第7号、第7条第3項、第10条、第11条、第13条並びに第15条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和8年8月31日から施行し、同年4月1日から適用する。

別表第 1（第 2 条関係）

補助対象者（※）	施設・事業所の種別等	備考
介護サービス事業所等	法人（独立行政法人、地方公共団体、一部事務組合及び広域連合を除く）のうち、介護保険法による指定又は許可を受け、高知県内において介護保険サービスを提供している法人及び老人福祉法に基づく養護老人ホーム、軽費老人ホームを運営している法人 ※補助対象は以下のサービスを実施する事業所等に限る ①入所系 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、認知症対応型共同生活介護 ②通所系 通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護	特定施設入居者生活介護の指定を受けている養護老人ホーム及び軽費老人ホームは、特定施設入居者生活介護の区分による補助は行わず、養護老人ホーム又は軽費老人ホームとして補助する。 通所リハビリテーションはみなし指定を除く。
障害福祉サービス事業所等	法人（独立行政法人、地方公共団体、一部事務組合及び広域連合を除く）のうち、障害者総合支援法及び児童福祉法による指定又は許可を受け、高知県内において障害福祉サービスを提供している法人 ※補助対象は以下のサービスを実施する事業所等に限る ①入所系 障害者支援施設、共同生活援助、障害児入所施設 ②通所系 療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、短期入所、児童発達支援、放課後等デイサービス	短期入所は、単独型のみを対象とする。
児童福祉施設等	児童福祉法による指定又は許可を受け、高知県内において児童福祉施設等を運営している法人 ※補助対象は以下の児童福祉施設等を運営する施設に限る ①入所系 乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業所（Ⅰ型）、ファミリーホーム	児童養護施設には、地域小規模児童養護施設を含む。

※ 1 法人あたり入所施設 3 事業所まで、通所施設 3 事業所までとする（最大計 6 事業所）

別表第2（第3条関係）

事業区分	補助対象経費	補助要件	補助基準額	補助率
高効率空調機器の更新	(1) 工事費 ①本工事費 (直接工事費) 材料費、 労務費、 直接経費 ②本工事費 (間接工事費) 共通仮設費、 現場監理費、 一般管理費 ③付帯工事費 ④機械器具費 ⑤測量・試験費 (2) 設備費 ①設備費	次の①から②までの要件全てを満たすもの ①対象施設に設置するものであり、従来の空調機器等に対して、30%以上の省CO ₂ 効果(※1)が得られるものであること。 ②補助対象経費の総額が30万円を下回る事業については、補助の対象としない。 ※1 「30%以上の省CO ₂ 効果」とは、更新前後において、設備に応じたエネルギーを消費することによって発生するCO ₂ 量を比較(設備の効率向上及び燃料転換によるCO ₂ 発生量差を加味)し、発生するCO ₂ 発生量が70%以下になることをいう。ただし、電力会社変更によるCO ₂ 削減効果排出係数変更を加味しないものとする。また、複数の機器を対象に申請している場合は、機器ごとに条件を満たすものとする。	1施設又は1事業所当たり、 ①介護サービス事業所等 介護老人福祉施設、 介護老人保健施設、 介護医療院、短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護、 養護老人ホーム、軽費老人ホームは500万円、認知症対応型共同生活介護は200万円、その他は100万円	2分の1以内
高効率照明機器の導入		次の①から③までの要件全てを満たすもの ①対象施設に設置するものであり、従来の照明機器等に対して、省CO ₂ 効果が得られ、調光制御機能を有するLED(※2)に限る。 ②以下の固有エネルギー消費効率(1m/W)の基準値を満たすこと。 ・光源色が昼光色・昼白色・白色：100以上 ・光源色が温白色・電球色：50以上 ③補助対象経費の総額が30万円を下回る事業については、補助の対象としない。 ※2 「調光制御機能を有するLED」とは、次のいずれかの機能を有するLEDをいう。 ・スケジュール制御(あらかじめ設定したタイムスケジュールに従い、個別回路、グループ化又はパターン化した回路を自動的に点滅又は調光制御する機能) ・明るさセンサによる制御(明るさセンサからの信号により、自動的に点滅又はあらかじめ設定した照度に調光制御する機能) ・在／不在調光制御(人感センサ又は微動検知人感センサからの信号により、あらかじめ設定した個別回路を点滅又は調光制御する機能)	②障害福祉サービス事業所等 障害者支援施設、障害児入所施設は500万円、共同生活援助は200万円、その他は100万円	
高効率給湯機器の更新		次の①及び②の要件全てを満たすもの ①対象施設に設置するものであり、従来の給湯機器に比して、30%以上の省CO ₂ 効果が得られるものであること。 ②補助対象経費の総額が30万円を下回る事業については、補助の対象としない。	③児童福祉施設等 500万円	

別表第3（第5条、第6条及び第11条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

第1号様式（第4条関係）

高知県知事 瀧田 省司 様

申請者
所在地
名称
代表者の役職
代表者の氏名
生年月日
〔 担当者 :
連絡先 : - -

令和 8 年度高知県社会福祉施設省エネルギー設備等導入推進事業費補助金交付申請書

令和８年度高知県社会福祉施設省エネルギー設備等導入推進事業費補助金交付要綱第４条の規定により、
下記のとおり申請します。

記

1 施設（事業所）の名称及び住所

2 補助金交付申請額 金 円

3 添付資料

- (1) 事業計画書及び収支予算書（別紙１）
- (2) CO2削減効果計算書（別紙２）
- (3) その他添付書類
 - ア 補助事業により導入する設備の仕様等の詳細や金額が分かる書類
 - イ 県税に滞納がないことについての証明書
 - ウ 誓約書（別紙３）

事業計画書及び収支予算書

1 申請者（事業を実施する者）の情報

法 人 名			
住 所			
担 当 者 名			
電 話 番 号		電子メールアドレス	

2 事業概要

導 入 設 備 (複数選択可)	省エネ設備 ☐ ①高効率空調機器（更新） ☐ ②高効率照明機器（導入） ☐ ③高効率給湯機器（更新）
事 業 目 的	
事 業 効 果 の対外発信方法	

設 備 導 入 場 所	事業所の名称： 事業所の所在地（住所）：		
設 備 概 要	省エネ設備		
	①高効率空調機器 (更新)	型 式 (メーカー)	
		仕 様	
	②高効率照明機器 (導入)	型 式 (メーカー)	
		仕 様	
		有する調光 制 御 機 能	☐ スケジュール制御 ☐ 明るさセンサによる制御 ☐ 在/不在調光制御
	③高効率給湯機器 (更新)	型 式 (メーカー)	
		仕 様	

注）必要に応じて、行を追加してください。

3 事業実施計画

(1) 省エネ設備の設備導入効果

事業所の名称	対象設備	①CO2 削減量 (kg-CO2/年)	②補助申請額 (円) ※1	③CO2 削減効果 (①/②) (kg-CO2/円)
	①高効率空調機器			
	②高効率照明機器			
	③高効率給湯機器			
	①高効率空調機器			
	②高効率照明機器			
	③高効率給湯機器			

※1 ②補助申請額(円)は第1号様式と一致します。

注) 必要に応じて、行を追加してください。(複数の事業を実施する場合等)

(2) 事業の着手及び完了の予定日

工事着工予定年月日	工事完了予定年月日	支払完了予定年月日
年 月 日	年 月 日	年 月 日

4 補助事業の予算

(1) 収入内訳

区 分	予算額	備 考 (資金調達先等)
本補助金 申 請 額	(A) 円	
自己資金	円	
借 入 金	円	
そ の 他	円	
合 計	(B) 円	

※1 本補助金申請額(A)と補助金申請額(I)は一致します。

※2 予算額合計(B)と「(2) 支出内訳」の事業費(C)は一致します。

(2) 支出内訳

事業所の 名 称	対象設備 (いずれか)	区 分	事業費 (税込み)	補助対象経費 (税抜き)
	省エネ設備 ☐ ❶ 高効率空調機器 ☐ ❷ 高効率照明機器 ☐ ❸ 高効率給湯機器	工 事 費	円	円
		付帯工事費	円	円
		機械器具費	円	円
		測量・試験費	円	円
		設 備 費	円	円
	小 計		円	(D) 円
	省エネ設備 ☐ ❶ 高効率空調機器 ☐ ❷ 高効率照明機器 ☐ ❸ 高効率給湯機器	工 事 費	円	円
		付帯工事費	円	円
		機械器具費	円	円
		測量・試験費	円	円
		設 備 費	円	円
	小 計		円	(D) 円
合 計			(C) 円	(E) 円

※1 他の補助金との併給はできません。

※2 「(1) 収入内訳」の予算額合計(B)と事業費合計(C)は一致します。

※3 消費税及び地方消費税は、補助対象経費となりません。

注) 必要に応じて、行を追加してください。(複数の事業を実施する場合等)

(3) 補助金申請額の計算

【省エネ設備】

対象設備	① 高効率空調機器	② 高効率照明機器	③ 高効率給湯機器
補助対象経費 (税抜き) (※) (D)	円	円	円
(D) × 1/2 (F)	円	円	円
(F) 各対象設備の計 (G)	円		
補助額の限度額 (上限) (H)	円		
省エネ設備の申請額 (G) と (H) のうち低い方の金額 (G) が補助額の下限額に達しない場合は 0 円 (I)	円		

※補助対象経費 (税抜き) (D) は、複数の事業所について申請する場合は、設備ごとに合計して記載します。

※「省エネ設備の申請額(I)」は、第1号様式の補助金交付申請額と一致します。

5 補助対象経費明細

(事業所名称： 設備等名称：)

経費区分	機械設備名、規模・能力、工事・設計の概要など経費の内容	金額(税抜き)
工事費		円
		円
		円
	小計	円
付帯工事費		円
		円
		円
	小計	円
機械器具費		円
		円
		円
	小計	円
測量・試験費		円
		円
		円
	小計	円
設備費		円
		円
		円
	小計	円
合計		円

※「(3) 補助金申請額の計算」の補助対象経費(税抜き)(D)と合計金額は一致します。

注) 複数の事業を実施する場合は、事業所及び対象設備ごとに作成してください。

必要に応じて、表又は行を追加してください。

高知県社会福祉施設省エネルギー設備等導入推進事業費補助金CO2削減効果計算書 【高効率空調機器】

申請者名	
------	--

導入設備情報

設備導入場所 【事業所の名称及び住所】	
------------------------	--

冷暖房の使用期間											
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
暖房	暖房	暖房	—	—	冷房	冷房	冷房	冷房	—	暖房	暖房

導入設備区分	更新
--------	----

従来設備のメーカー	記載してください
-----------	----------

従来設備の機種名	記載してください
----------	----------

従来設備の消費電力（燃料）	種類	数値	単位
【冷房】		記載してください	
【その他】の場合			○/h

従来設備の消費電力（燃料）	種類	数値	単位
【暖房】		記載してください	
【その他】の場合			○/h

冷房の稼働時間（月間）	記載してください	h/月
-------------	----------	-----

暖房の稼働時間（月間）	記載してください	h/月
-------------	----------	-----

（冷房及び暖房による）年間の電力（燃料）消費量			※メーカーや設備設置事業者が作成した計算書をもとに消費量を算出する場合は直接入力してください。 この場合は、冷房、暖房の稼働時間は、記載する必要はありません。 計算書及び算出過程がわかる資料を添付すること。また、従来設備の製造年又は設置年を記載すること。
その他の場合		○/年	
			従来設備の製造年又は設置年（西暦）

導入設備のメーカー	記載してください
-----------	----------

導入設備の機種名	記載してください
----------	----------

導入設備の消費電力（燃料）	種類	数値	単位
【冷房】		記載してください	
【その他】の場合			○/h

導入設備の消費電力（燃料）	種類	数値	単位
【暖房】		記載してください	
【その他】の場合			○/h

冷房の稼働時間（月間）	記載してください	h/月
-------------	----------	-----

暖房の稼働時間（月間）	記載してください	h/月
-------------	----------	-----

（冷房及び暖房による）年間の電力（燃料）消費量			※メーカーや設備設置事業者が作成した計算書をもとに消費量を算出する場合は直接入力してください。 この場合は、冷房、暖房の稼働時間は、記載する必要はありません。 計算書及び算出過程がわかる資料を添付すること。
その他の場合		○/年	

結果（省CO2効果）

①年間CO2排出量（従来設備）		kg-CO2/年
-----------------	--	----------

②年間CO2排出量（導入設備）		kg-CO2/年
-----------------	--	----------

③CO2削減量（①－②）		kg-CO2/年	＝	③CO2削減量（(①－②)/1000）		t-CO2/年
--------------	--	----------	---	---------------------	--	---------



④省CO2効果（（①－②）/①）		%
判定	補助対象	

- ※ 複数の空調機器を補助対象として申請する場合、更新する機器ごとに作成すること。
- ※ 設備設置事業者が作成する計算書やカタログなど、計算の根拠となる資料を添付すること。

高知県社会福祉施設省エネルギー設備等導入推進事業費補助金
CO2削減効果計算書【高効率照明機器】

申請者名	
------	--

設備導入場所 【事業所の名称及び住所】	
------------------------	--

照明機器の更新計画を入力してください

	更新前	更新後
①照明の種類		
②消費電力※1	W	W
③メーカー		
④型式		
⑤台数	台	台

⑥点灯時間		時間/日
⑦年間点灯日数		日/年

〈注意事項〉

※1 カタログやメーカーHP等で確認し入力してください。

不明の場合はメーカーへ問い合わせてください。

※ 設備設置事業者が作成する計算書やカタログなど、計算の根拠となる資料を添付すること。

CO2削減率

	更新前	更新後
年間電力消費量	kWh	kWh
年間CO ₂ 排出量	kg-CO ₂ /年	kg-CO ₂ /年
年間CO ₂ 削減量	kg-CO₂/年 t-CO₂/年	
CO ₂ 削減率	#DIV/0!	%

※この計算書において年間CO₂排出量を算出するためのCO₂排出係数は、四国電力における2023年度の公表値 0.454(kg-CO₂/kWh)を使用する。

別紙2

高知県社会福祉施設省エネルギー設備等導入推進事業費補助金
CO2削減効果計算書【高効率給湯機器(ハイブリッド給湯器)】

申請者名	
設備導入場所 【事業所の名称及び住所】	

給湯機器の更新計画を入力してください

	更新前		更新後	
①給湯機の種類			ハイブリッド給湯器	
②燃料種-1			電力	
②燃料種-2	—			
②メーカー				
③型式				
④給湯機効率(燃料種-1)		※1		※2
④給湯機効率(燃料種-2)	—			※2

⑥給湯量		L/日
⑦年間使用日数		日/月
⑧設定温度		℃

〈注意事項〉

※1 カタログやメーカーHP等で確認し入力してください。

不明の場合はメーカーへ問い合わせてください。

※2 ハイブリッド給湯器の「ヒートポンプのCOP」と「ガスの給湯熱効率」を入力してください。

※ 設備設置事業者が作成する計算書やカタログなど、計算の根拠となる資料を添付すること。

CO2削減率

	更新前		更新後	
年間燃料消費量	#N/A	##	#DIV/0!	kwh
			#N/A	kg
年間CO ₂ 排出量	#N/A	kg	#DIV/0!	kg
CO ₂ 削減率			#DIV/0!	%

#DIV/0! ###

別紙2

高知県社会福祉施設省エネルギー設備等導入推進事業費補助金
CO2削減効果計算書【高効率給湯機器(ハイブリッド給湯器以外の給湯機器)】

申請者名	
------	--

設備導入場所 【事業所の名称及び住所】	
------------------------	--

給湯機器の更新計画を入力してください

	更新前		更新後	
①給湯機の種類				
②燃料種				
②メーカー				
③型式				
④給湯機効率		※1		※2

⑤給湯量		L/日
⑥年間使用日数		日/月
⑦設定温度		℃

〈注意事項〉

※1 カタログやメーカーHP等で確認し入力してください。

不明の場合はメーカーへ問い合わせてください。

※2 エコキュートはカタログから「年間給湯保温効率」または「年間給湯効率」を入力してください。

※ 設備設置事業者が作成する計算書やカタログなど、計算の根拠となる資料を添付すること。

CO2削減率

	更新前		更新後	
年間燃料消費量	#N/A	##	#N/A	##
年間CO ₂ 排出量	#N/A	kg	#N/A	kg
CO ₂ 削減率			#N/A	%
			#N/A	#N/A

誓 約 書

令和 年 月 日

高知県知事 濱田 省司 様

所在地
名 称
代表者の役職
代表者の氏名

私は、高知県社会福祉施設省エネルギー設備等導入推進事業費補助金の申請を行うに当たり、下記の内容について、全て誓約します。

この誓約書の内容と事実が反することが判明した場合には、当該事実に関して高知県が行う一切の措置に対して異議の申立てを行いません。

記

※誓約事項を確認し、チェックボックスにチェックを入れてください。

高知県社会福祉施設省エネルギー設備等導入推進事業費補助金の補助目的に沿った省エネルギーの推進のための設備投資を行うとともに、申請要件を全て満たしています。	☐
事業所等で使用する設備・機器を更新する場合は、既存設備は適切に処分します。	☐
国、県、市町村等の他の補助金や委託料により、本事業の補助対象経費と重複して支給の対象となっているものはありません。 また、このことに関して、県の補助事業所管課が国や市町村等に対して照会（補助金支給の有無に関する情報の共有）することに同意します。	☐
補助対象となっている物品の調達や工事の見積書作成・契約に際し、不正はありません。 取得財産や経理等関係書類については、補助金交付要綱等に基づき適切に整備保管・管理します。	☐
申請内容に虚偽や不正が判明した場合は、補助金の返還及び加算金の支払いに応じます。 また、事業者名、対象施設名等の情報を公表されることに同意します。	☐
高知県から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合には、これに応じます。	☐
補助金交付要綱に記載のない事項については、県からの指示に従います。	☐
補助事業により取得した財産を補助事業の目的以外に使用しません。	☐
取得価格が 50 万円以上の取得財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に規定する耐用年数に相当する期間において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に財産処分承認申請書を提出し、知事の承認を受けてから行います。	☐

第2号様式（第6条関係）

令和 年 月 日

高知県知事 濱田 省司 様

申請者	所在地
	名称
	代表者の役職
	代表者の氏名
	〔 担当者： 〕
	〔 連絡先： - - 〕

令和8年度高知県社会福祉施設省エネルギー設備等導入推進事業費補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定を受けた事業の変更をしたいので、令和8年度高知県社会福祉施設省エネルギー設備等導入推進事業費補助金交付要綱第6条第2号の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助金の額

(単位：円)

既交付決定額	変更後の申請額	差引き増減額

2 変更の理由

3 計画変更が補助事業に及ぼす影響

4 添付書類

変更後の事業計画書

※変更後が分かるよう明記すること。

令和 年 月 日

高知県知事 濱田 省司 様

申請者	所在地
	名称
	代表者の役職
	代表者の氏名
	〔 担当者： 〕
	〔 連絡先： - - 〕

令和8年度高知県社会福祉施設省エネルギー設備等導入推進事業費補助金補助事業
中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の（変更）交付の決定を受けた事業を下記の理由により中止（廃止）したいので、令和8年度高知県社会福祉施設省エネルギー設備等導入推進事業費補助金交付要綱第6条第3号の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止（廃止）の内容
- 3 中止の期間（廃止の時期）

（注）申請する内容に応じて括弧内を適宜修正すること。

申請者 所在地
名称
代表者の役職
代表者の氏名
〔 担当者 :
連絡先 : - - 〕

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の(変更)交付の決定を受けました事業を完了しましたので、令和8年度高知県社会福祉施設省エネルギー設備等導入推進事業費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり報告します。

1	補助金（変更）交付決定額	金	円
2	補助金実績額	金	円

補助対象経費 (A)	財源		備考
	県補助金 (B)	事業者 自己負担額等 (A-B)	

エ その他参考となる書類

事業実績書及び収支決算書

1 申請者（事業を実施する者）の情報

法 人 名			
住 所			
担 当 者 名			
電 話 番 号		電子メールアドレス	

2 事業概要

事業区分及び 導入設備 (複数選択可)	省エネ設備 ☐ ①高効率空調機器 (更新) ☐ ②高効率照明機器 (導入) ☐ ③高効率給湯機器 (更新)
事業目的	
事業効果 の対外発信方法	

設備導入場所	事業所の名称： 事業所の所在地（住所）：		
設備概要	省エネ設備		
	①高効率空調機器 (更新)	型 式 (メーカー)	
		仕 様	
	②高効率照明機器 (導入)	型 式 (メーカー)	
		仕 様	
		有する調光 制 御 機 能	☐ スケジュール制御 ☐ 明るさセンサによる制御 ☐ 在/不在調光制御
	③高効率給湯機器 (更新)	型 式 (メーカー)	
仕 様			

注) 必要に応じて、行を追加してください。

3 事業の着手及び完了日

工事着工年月日	工事完了年月日	支払完了年月日 ※
年 月 日	年 月 日	年 月 日

4 補助事業の収支決算

(1) 収入内訳

区 分	決算額	備 考 (資金調達先等)
本補助金	(A) 円	
自己資金	円	
借入金	円	
その他	円	
合 計	(B) 円	

※1 本補助金決算額(A)と補助金額(I)は一致します。

※2 決算額合計(B)と「(2) 支出内訳」の事業費(C)は一致します。

(2) 支出内訳

事業所の名称	対象設備 (いずれか)	区 分	事業費 (税込み)	補助対象経費 (税抜き)
	省エネ設備 ☐ ❶ 高効率空調機器 ☐ ❷ 高効率照明機器 ☐ ❸ 高効率給湯機器	工 事 費	円	円
		付帯工事費	円	円
		機械器具費	円	円
		測量・試験費	円	円
		設 備 費	円	円
	小 計		円	(D) 円
	補助対象設備等の変更の有無		☐ 変更なし ☐ 変更あり (変更承認申請済) ☐ 変更あり (その他) ※下記へ記載	
	変更後の内容			
	省エネ設備 ☐ ❶ 高効率空調機器 ☐ ❷ 高効率照明機器 ☐ ❸ 高効率給湯機器	工 事 費	円	円
		付帯工事費	円	円
		機械器具費	円	円
		測量・試験費	円	円
		設 備 費	円	円
	小 計		円	(D) 円

	補助対象設備等の変更の有無	☐ 変更なし ☐ 変更あり（変更承認申請済） ☐ 変更あり（その他）※下記へ記載		
	変更後の内容			
合 計		(C) 円	(E) 円	

※1 「(1) 収入内訳」の決算額合計(B)と事業費合計(C)は一致します。

※2 消費税及び地方消費税は、補助対象経費となりません。

注) 必要に応じて、行を追加してください。（複数の事業を実施する場合等）

(3) 補助金額の計算

対象設備	①高効率空調機器	②高効率照明機器	③高効率給湯機器
補助対象経費（税抜き） (※) (D)	円	円	円
(D) × 1/2 (F)	円	円	円
(F) 各対象設備の計 (G)	円		
補助額の限度額（上限） (H)	円		
省エネ設備の補助額 (G と (H) のうち低い方の金額 (G) が補助額の下限額に達しない場合は 0 円 (I)	円		

※「補助対象経費（税抜き）(D)」は、複数の事業所について申請している場合は、設備ごとに合計して記載してください。

※「省エネ設備の補助額(I)」は、第4号様式の補助金実績額と一致します。

5 補助対象経費明細（決算額）

(事業所名称：

設備等名称：

)

経費区分	機械設備名、規模・能力、工事・設計の概要など経費の内容	金額(税抜き)
工事費		円
		円
		円
	小計	円
付帯工事費		円
		円
		円
	小計	円
機械器具費		円
		円
		円
	小計	円
測量・試験費		円
		円
		円
	小計	円
設備費		円
		円
		円
	小計	円
合計		円

※ 「(3) 補助金額の計算」の補助対象経費(税抜き) (D) と合計金額は一致します。

注) 複数の事業を実施した場合は、事業所及び対象設備ごとに作成してください。

必要に応じて、表又は行を追加してください。

令和 年 月 日

高知県知事 濱田 省司 様

所在地
名称
代表者の役職
代表者の氏名

（担当者：
連絡先： — — ）

令和8年度高知県社会福祉施設省エネルギー設備等導入推進事業費補助金
消費税仕入控除税額等報告書

令和 年 月 日付 第 号で交付の（変更）決定を受けました補助金について、令和8年度高知県社会福祉施設省エネルギー設備等導入推進事業費補助金交付要綱第7条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

高知県補助金等交付規則第12条の規定による補助金の確定額 （補助金交付決定額）	円
実績報告時により減額した消費税仕入控除税額等 （a）	円
消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等 （b）	円
補助金返還相当額 （b）-（a）	円

（注）補助金の返還が必要な場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳について、参考となる資料を添えてください。

取得財産等管理台帳

補助金名：令和 8 年度高知県社会福祉施設省エネルギー設備等導入推進事業費補助金

区 分 財産名	財産を取 得した者	規格	数量	単価 円	金額 円	取得 年月日	保管場所	県補助率	備 考

- (注) 1 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が50万円（税抜）以上とします。
- 2 数量は、同一規格であれば一括して記入して差し支えありません。ただし、単価が異なる場合には区分して記入してください。
- 3 取得年月日は、検査を行う場合は、検収年月日を記入してください。
- 4 施設財産等を取得した者と使用者とが異なる場合は、「備考」欄に使用者名を記入してください。